

総務常任委員会会議録

令和5年9月27日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員、
天利議長

説明者 深澤企画部長、皆川財政課長、吉田副主幹
野崎総務部長、杉崎財産管理課長、守屋主査、野口主任主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第54号 寒川町土地開発基金条例等の廃止について
2. 議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定について
3. 議案第52号 寒川町公共施設再編整備基金条例の制定について

午前10時40分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の総務常任委員会に付託されました案件につきましては、次第のとおり、付託議案が3件でございます。次第のとおり進めさせていただきますけれども、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第54号 寒川町土地開発基金条例等の廃止についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 本会議に引き続き、よろしくお願い申し上げます。それでは、議案第54号 寒川町土地開発基金条例等の廃止につきまして、ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

提案理由といたしましては、本会議でもご説明申し上げましたが、一般会計で設置されている基金を見直すに当たり、13ある基金を再編する中で、8つの基金を廃止し、2つの基金を新たに創設することで、今後は7つの基金で管理運用を図っていくために提案するものでございます。説明につきましては皆川財政課長より、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 よろしく願いします。それでは、議案第54号 寒川町土地開発基金条例等の廃止についてご説明いたします。

本議案は、先ほど企画部長からご説明のありましたとおり、一般会計で設置されている基金の見直しを行うために所要の措置を講ずるものでございます。見直しの内容につきましては、過日議員の皆様にご説明する機会をいただいたところですが、改めて今回の基金の見直し等についてご説明させていただきます。

タブレット資料01-2は2ページをご覧ください。1番、基金の概要でございますが、基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するもので、地方公共団体は条例の定めるところにより任意に設置することができるとなっております。

3ページをご覧ください。2、基金の種類と町で設置されている基金につきましては、基金の種類といたしまして、財産の維持及び必要資金の積立てを目的とした積立基金と定額の資金運用を目的とした運用基金がございます。現在町では一般会計に13の基金と特別会計に2つの基金を設置しており、今回は、こちらにお示しいたしました一般会計の13の基金について見直しを図ったところでございます。それぞれ特定の目的により設置したものでございますが、設置年月日にあるとおり、古いものでは下から4つ目の昭和42年の都市計画事業基金から、直近では上から3つ目、平成22年のまちづくり基金を設置してまいりました。

4ページをご覧ください。3、基金見直しの必要性についてでございますが、このように多くの基金が20年から50年を経過していく中で、社会情勢やその後の行政ニーズの変化等もございまして、その必要性も薄れていくなど、基金の中には預金利子を積み立てているだけの休眠状態で不活化しているなど、財源の有効利用に課題がある状況で、議会からのご指摘を受けているところでございます。一方で、基金は、目的以外に活用、処分ができないことが条例で定められており、今後の行政ニーズに的確に対応し、財源を有効利用するためにも基金の見直しが必要と捉えているものでございます。

こうした状況を踏まえまして、5ページをご覧ください。見直し案といたしましては、4ページの表で近年の活用状況がない、あるいは少ないと捉えた9つの基金のうち、下から3番目の都市計画事業基金は、都市計画税の剰余金を積み立てる目的を残していることから、これを除いた土地開発、公共施設整備、国際交流、社会福祉、都市基盤整備事業、義務教育施設整備事業、緑化の8つの基金を廃止し、整理、統合していきたいと考えております。また、下から4番目の緑化基金につきましては、その積立ての中から森林環境譲与税からの積立分を新たに設置する基金へ振り替えたいと考えております。

次に、6ページをご覧ください。廃止する一方で、新たな行政ニーズへの対応や将来にわたり安定した行財政運営を行うため、新たに2つの基金を設置したいと考えております。1つ目の基金といたしましては、公共施設再編整備基金となります。町の公共施設等総合管理計画に基づく将来の公共施設の保全、更新等を計画的に進めるための財源として設置するもので、こちらは財産管理課で所管することを考えております。具体的な当初の積立額は、総合計画の次期実施計画及び再編計画の計画期間に必要な事業費の一般財源分を積み立てていくことを考えてございます。

2つ目の基金といたしましては、森林環境整備基金で、森林の間伐や人材育成、木材利用の促進、普及にかかる費用に充てるためのもので、森林環境譲与税の剰余金を積み立てるものとなります。来年度からは、住民税に上乗せされる国税分の森林環境税を財源として自治体に配分されることとなりますが、事業充当後の剰余金を積み立ててまいります。こちらは農政課の所管と考えてございます。

続きまして、7ページをご覧ください。見直し内容を図式化したもので、左列が見直し前で、右列が見直し後となっております。まず、左側の赤枠にございます財政調整基金は、減債基金を取り込み、引き続きいたします。下段の都市計画事業、東海道新幹線新駅整備及び奨学金の3つの基金は継続いたします。残る中段の緑枠に囲まれました左側の8つの基金は再編するもので、まちづくり基金として7つの事業区分へ編入し、緑化基金の森林環境譲与税部分は、新設する森林環境整備基金の積立てに振り替えます。また、右側の見直し後の下から5つ目の公共施設再編整備基金を新たな積立てにより新設いたします。見直し後の各基金の基金残高は、右側の緑の表に記載のとおりとなりますが、今9月会議に提案の補正予算では、見直し以外の基金への積立ても計上しております。財政調整基金につきましては、こちらに記載の18億6,699万9,508円に、剰余額となります2億3,968万4,000円を加えた21億668万3,508円、また、まちづくり基金の7億4,773万7,533円については、まちづくり基金と財源更正にかかる積み増し分で、212万円を加えた7億4,984万7,533円が補正後の基金残高となる予定となります。町が保有する一般会計の基金総額は、50億9,297万6,792円となります。

以上が、今回の見直しの概要となります。

これを踏まえまして8つの基金条例を廃止し、2つの基金条例を新たに制定することになりますが、新たな条例制定につきましては、各所管から提案させていただいております。

それでは、財政課からは寒川町土地開発基金条例等を廃止する条例についてご説明いたします。タブレットは01-1、2ページをご覧ください。こちらは号立てとなっております。第1号、寒川町土地開発基金条例、第2号、寒川町義務教育施設整備事業基金条例、第3号、寒川町公共施設整備基金条例、第4号、寒川町減災基金条例、第5号、寒川町緑化基金条例、第6号、寒川町国際交流基金条例、第7号、寒川町社会福祉基金条例、第8号、寒川町都市基盤整備事業基金条例を廃止し、附則といたしまして、令和5年10月31日を施行日としてございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆さん、こんにちは。本日は、9月会議初日に委員会を開催していただき、ありがとうございます。それでは、先ほど本会議で提案しました付託議案2の議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定についてのご審査をお願いいたします。それでは、説明に当たりましては、杉崎財産管理課長が行います。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定についてご説明申し上げます。本会議場における総務部長の説明と重複する箇所があるかと存じますが、よろしくお願いたします。

本議案につきましては、公民連携手法、いわゆるPPP/PFI手法により公共施設等を整備等する際の事業者選定の議論、結論、方向性を示す附属機関を設置するものであり、地方自治法により条例で委員会設置を規定しなければならないため、本議案のご審査をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明に当たりまして、タブレットの資料02-1 寒川町PFI等選定委員会条例の制定についてをご覧ください。条例案の規定内容を説明いたします。資料2ページの第1条をご覧ください。第1条では、委員会の設置として、PFI等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を調査審議するためPFI等選定委員会を設置する旨を定めております。

続く第2条では、所掌事務を定め、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議いたします。第1号として、PFI等による事業の実施に係る方針に関する事項、第2号として、PFI等による事業を実施する民間事業者の選定方法及び選定基準に関する事項、第3号として、事業者の選定にかかる審査及び評価に関する事項、第4号として、その他事業実施に関し、必要な事項を調査審議することとし、以上が本委員会での所掌事務となります。第3条では、組織としての委員構成を規定しております。

続く3ページ目をご覧ください。第4条では、委員の任期を定め、第5条では、委員長及び副委員長を規定しており、委員長は互選によるもの、副委員長は、委員長が指名する旨等を定めております。

続く第6条では、会議の規定として、委員長が招集して委員長が議長となる旨や会議開催要件、採決する際の要件、委員以外の者の意見を聞く要件を定めております。

第7条では、会議を非公開とする旨、第8条では、委員の責務として、利害関係を有する者は議事に加われない点と職務上知り得た秘密を漏らしてはならない点を規定し、第9条では、委任規定を定めております。

なお、附則の第1項で施行期日を公布の日と定め、第2項では、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う旨を規定し、別表第1に62、寒川町PFI等選定委員会の報酬は、日額1万3,000円とする旨を加え、別表第2Bの項中「第61号」を「第62号」に改める旨を規定しております。

条例案の規定内容の説明は以上となります。

続きまして、補足説明といたしまして、タブレット資料02-2 寒川町PFI等選定委員会条例の概要に基づきまして説明いたします。資料2ページをご覧ください。目次となります。資料構成は、PPP事業実施から終了までの事業スキームから今後の方向性についての6項目となります。

資料は4ページ目をご覧ください。1つ目のPPP事業実施から終了までのスキームになります。PPP事業実施に当たっては、資料記載のとおり、ステップ1の事業発案から始まりまして、実施方針の策定、事業者の選定、事業実施終了までのスキームとなりますが、本日もご審査いただく条例につきましては、丸囲みにあります事業者の募集、選定、公表に至るまでの事務を調査審議する委員会を設置するものでございます。

続きまして、資料6ページ目をご覧ください。事業者選定委員会設置の位置づけでございます。PP

P/PFI実施における事業者の選定に当たっての委員会は、町の諮問機関として附属機関を設置するものとなります。この理由は3点あり、1つ目として、専門性、公平性、客観性を確保する必要があることから、外部有識者（学識経験者）や施設所管部局の職員で構成する組織を形成する点、2つ目として、事業種別、特性、政策、ニーズ状況等に合わせたメンバーで構成し、調査審議することを見据え、事業ごとに選定委員会の設置が必要な点、3つ目として、地方自治法に基づき委員会として判断、結論、方向性を示す合議制の附属機関を設置する場合には、条例を定めなければならない点となっております。

続きまして、資料7ページをご覧ください。委員会の構成は、町職員を除き非常勤職員として扱うこととなり、その取扱い事項は、ここに記載の3点となります。1つ目は、外部有識者は、非常勤職員となるため、報酬及び費用弁償が必要な点、2つ目が、報酬及び費用弁償の額は条例で定めなければならない点、3つ目が、非常勤職員は守秘義務を負う点、以上の3点となります。

続きまして、9ページ目をご覧ください。本委員会での所掌事務フローとなります。本委員会では、事業者募集にかかる要綱等の作成公表から、提案書の審査、評価及び事業者の決定、公表までの事業者選定過程を主な所掌事務として想定しております。また、委員会は、1事業ごと15人以内で構成し、委員は、資料に記載のとおり、学識経験者や関係部局の町職員のほか、今後想定される施設整備等において施設機能に適した者を構成員としております。

なお、委員の任期は、委嘱・任命の日から一連過程の審査が終了するまでとし、会議は、指定管理者候補者の選定と同様、企業利益の漏えい防止、審査の中立性を確保するため非公開といたします。

続きまして、資料は11ページ目をご覧ください。外部有識者（学識経験者等）の報酬額になります。外部有識者の報酬額の設定に当たっては、次の3点を念頭に置いた中でその額を設定いたしました。1つ目として、PPP/PFI事業の事業者選定業務については、事業者からの提案書に記載された専門的事項等を網羅的に評価する必要があること、2つ目として、PPP/PFI事業の実施では、施設整備、運営面に加え公共性、民間ノウハウの視点や金融、法律など多角的な要素について専門的知識を有すること、3つ目として、報酬額の設定に当たっては、県内自治体への調査のほか、昨年2月に町職員向けに実施しました研修でお世話になりましたPPP/PFI事業に積極的に取り組まれております、愛知県岡崎市などにおける事業者選定委員会における報酬額との均衡を考慮し、額を設定することといたしました。

続きまして、資料は12ページをご覧ください。先ほど説明いたしました報酬額設定時における留意事項を勘案した結果、町では、事業者の選定における専門性を有する士業をなりわいとする有識者等に委員を委嘱すること、また県内外の自治体への調査を参考に、報酬額は月額1万3,000円といたしました。

なお、表には近隣市町村の状況を一部抜粋しておりますので、ご参考までにご確認ください。

続きまして、資料は、飛びまして16ページ目をご覧ください。今後の方向性についてでございます。この取組は、PPP/PFI手法により効果的かつ効率的に民間活力を最大限に生かす整備手法の1つを選択するため、専門的知識を有する外部有識者を含む合議制の諮問機関を設置いたします。近い将来施設整備を迎える消防広域化に伴う新たな消防拠点の施設整備が、町のPPP/PFI手法第1弾として取組を進めることができるよう、一歩ずつ着実に体制整備を目指してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
柳田委員。

【柳田委員】 3点ほどお伺いします。まず、1点目の質問なんですけど、町のPFI手法、またはPFI手法に準ずる例として、消防署分署の例などがあると思うんですけど、あれってデザインビルド、DB方式の予定だと思うんですけど、PFI法に基づかない場合の方式での、事業者選定に関しても、この条例の範囲内に該当して審査会で審査できるのかどうかという点を1点目にお伺いします。

2点目なんですけど、第3条のところで、審査委員です。数があると思うんですけど、15人の中で、人数というのが、学識経験を有する者、町職員、PFI等により実施される事業の特性に応じ、町長が必要と認める者、全部で15人ということなんですけど、特に学識経験を有する者の人数というのは、1人でもいいのかという点、地方自治法との整合性の観点で確認したいので、何人以上とかあるのであればお伺いします。

3点目ですね。先ほどご説明の中に、附属機関としての委員会なので、地方自治法に基づいて条例が必要との説明があったんですけど、これは附属機関なので、地方自治法でいったら138条の4の規定、根拠になるのは上位法令なのかどうか、以上、3点お伺いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 ありがとうございます。順を追って説明いたします。1点目のPFI以外でもこの委員会にかけるのか、審議事項になるのかということですが、現時点ではPFI以外でも該当、委員会の中で審議していきたいと思っております。それから2点目ですね。学識経験の方ですけども、選定する事業の形態によって、学識経験者の方は1人から2人から3人か、人数はばらつきが生じる可能性もあるのかなと思っております。建物を造るものですから、建築のご専門家の方はマストだとして、PFI事業でやる場合に、15年、20年の運営をやっていただくことになりますから、例えば弁護士の方ですとか、公認会計士の方も入れて、リスクヘッジの部分、それから企業財務の面まで見ていただく必要があるのかなと想定しております。それから3点目ですね。条例に関する部分に関しまして、おっしゃるとおり、自治法に基づいて附属機関を定める場合はという形になっておりますので、今回の議案を提出させていただいているという形になります。

以上となります。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。まず、1点目なんですけど、例えばPFI法に基づかないデザインビルドの方式だとか、町が資金を出していくという手法に関して、ほかの自治体でも特に問題なく、そういったデザインビルド方式のものでも審査委員会にかけているのかどうか、もし分かればお伺いします。特にPFI法に基づかない方式であっても問題はないのかなというところをお伺いします。

2点目なんですけど、学識経験者の数、ちょっと僕が思ったのが、地方自治法施行令167条の10の2の4項で、学識経験者の意見を聞かないといけないと定義があると思うんですけど、その中で今度施行規則を読んでいくと、12条の4に、学識経験者2人以上と書かれているんですよね。そこで、先ほど1人でもというところ、1人か2人というときに、お一人のときに何か問題が起きるんじゃないか、整合

性が合わないんじゃないかなと思うんですけど、ほかの自治体の似たような条例、要するに審査する上でもPFI選定に当たる委員会の条例を読んだときに、某一部の自治体では、学識経験者2人以上でなければ委員会を開催できないというところをちゃんと規定している自治体もあるんですよね。その理由って、地方自治法及び施行規則にちゃんと合わせて考えられた条例なのかなというところが、思うところもあるんですけど、この点もし1人にしてしまった場合、上位法令である地方自治法及び施行規則に合わない部分が出てくると思うんですよね。その点どのように考えているのかというのを伺います。3点目が、分かりました。先ほどの地方自治法138条の4、附属機関に規定されているのは分かりました。ありがとうございます。1点目と2点目をお伺いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 まず、デザインビルドでもやっている先行事例があるのかということですが、特定の事業まで申し上げることは、把握してはいないんですけども、デザインビルドで選定委員会にかけているものはありますので、お隣の平塚市さんの芸術文化ホールは、たしかデザインビルドの方式でやっていたと思いますので、可能だと考えております。2点目に関しましては、現状条例で専門家を何人というまでうたっておりませんので、実際に委嘱するまでの間に法令に適合した形で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 その中で、今回条例があって、ほかの市町村の条例も見ながら、それにかかる上位法令も読みながらというところで、内閣府の資料の中に、事業における事業者選定の審査体制においてというところで資料があるんですけど、そこで指摘されているのが、公共施設管理者だとか、民間事業に対するアンケートがあって、審査委員会において審査体制が適切じゃないという回答が8割ぐらいい超えていたんですね。その例として、評価に割ける時間が十分でないといった場合が多いだとか、そういった審査プロセスの透明性や客観性の確保の課題解決に対応しているのかどうかといった課題があるんですけど、条例をつくるに当たって、もし何か留意点とかがあれば最後にお伺いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 実際の審査過程を私のほうで先ほどご説明すればよかったと思うんですけど、複数回の委員会の開催を予定しておりまして、まずは、いきなり1回目でプロポーザルというのではなくて、例えば要求水準書ですとか、募集要項、それから評価基準なども選定委員会にかけまして、妥当かどうかといったご審議をいただくことにしておりますので、今、委員がおっしゃった部分に関しては、ここで1回たいていただきますので、懸念は解消されるんじゃないかなと私は感じております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 1条で、競争性、公平性、透明性を確保するということでした。調査審議するとありますけど、これに対して7条では、委員会の率直な意見の交換及び意思決定を確保するために会議は非公開とするとなっていますけど、これに関して、公共のものをやるということに関して、透明性とか必

要になってくると思うんですけど、これについて町の見解をお願いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 ありがとうございます。指定管理者選定委員会のとくと同様なお答えになるかもしれませんが、民間企業の独自のノウハウの部分提案していただく部分がどうしても出てきますので、その部分に関しては企業利益を守るといった点に配慮が必要になってきますので、そこはこういった形で規定させていただいているという形になっております。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 企業利益を守るためということから非公開というところがありますけど、今までも指定管理者制度でも、様々こちらも指摘をしてきましたけど、公平性って、やっぱり公共のものでから、公開してくべきだということがありますね。これは意見として言うておきますので、お願ひします。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 すみません。私も、第7条の会議を非公開とするというところに絡むのですが、今ご説明があつたように、企業の利益の漏えい防止とか、この辺りの観点で非公開にしなければならない部分というのは私は理解するのですが、ここまでのご説明にもあつたように、例えば第2条の(1)PFI等による事業の実施に係る方針に関する事項で、(2)事業を実施する民間事業者の選定方法及び選定基準に関する事項、つまり選定基準をつくったりだとか、そういう部分に関してまでは、会議を公開することって十分可能なのではないかなと考えるのですが、確かに実際に提案書の審査だとか、そして事業者の評価、決定、そのプロセスは非公開というのは私は理解できるんですが、その前の基準をつくることまでは公開にすることってというのは全然可能ではないかなと考えるのですが、そういう観点からすると、例えば第7条は、この書き方というのは会議は原則非公開という書き方だと思うんですが、これを例えば委員長の判断によって非公開にするだとか、そういう形を取らなかった理由というのをお聞かせいただければと思います。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 すみません。私が最初に説明が漏れていたかもしれませんが、例えばプロポーザルよりも前に審査基準などをつくる段階でもそうなんですけれども、外部の方は誰が入っているのかというのが外に伝わってしまうと、民間事業者の方がその委員さんに接触することも可能になってしまいますので、ここは非公開にすべき事項だと認識しております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず、選定委員会を設置するに当たって、他自治体も、先ほどデータを見ていると、平塚市だとか藤沢市、茅ヶ崎市、周辺のところをやっているんですけど、この選定委員会というのは、そういった感じで各自治体がこの委員会を設置しているんですかね。全県的な観点からお答えしていただきたいということ、町レベルで言うると、5万人規模、あとは町という観点からいったら、こういう選

定委員会というのはやっているのかどうかということと、あと先ほども会議の非公開ということで、理由としては、企業利益の漏えい防止、審査の中立性を確保するために会議は非公開とするということなんですけれども、いろいろなことが確定するじゃないですか、この事業に関して審議した後。その確定した後に企業の利益になる部分は、黒塗りにしていても、その事後に公開するということはありませんか。それと、先ほど部長が本会議で語っていたと思うんですけど、これは基本的には箱物をPFIでやっていくというような理由で、あとはほかの公共についてはPFIということは考えていないということはないとは思いますが、通常どおりやっていくという話だったんですけど、その辺をなぜそういうふうに分けるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 1点目の町レベルであるのかどうかですけれども、まず、条例のつくり方というんですかね。市レベルになると、附属機関設置条例という、さらに1個上の条例があって、その条例を根拠規定にして、何々委員会設置規則とかという形になるので、その役目が終わると規則が終わっていくというのがありますので、そういった形を市レベルだと取っているようです。町ですと、附属機関設置条例が今ありませんので、個別に今回のPFI選定委員会条例をご提案させていただいているといった状態になります。

それから2番に、確定後の公開になりますが、細かな部分はあれですけども、情報公開条例に基づいて対応できればなと思っております。3点目については……。

【黒沢委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 3点目の関係でございます。本会議場でもお話ししましたが、本年1月からPPP/PFI手法導入優先的検討規程をまず制定して、この仕組みの構築を図っていたところでございます。優先的検討規程をなぜ設定したかといいますと、国でも今後の公共施設の整備等に当たっては、民間のノウハウ等を入れた形の中で進めるべきであろうと、そういう形を検討しなさいということにあります。それはコストの削減ですとか、民間のいい点を入れて効率的にこういう整備をするべきですよ。この背景としては、公共の積み上げ方、お金の積み上げ方をすると、どうしても高額になってしまいうという背景もあると思います。優先的に検討しなさいというのは、最初人口10万人以上のところについては、早く検討しなさい、それ以下の人口のところは、なるべく努力義務でこういう形に持っていきなさいというような今状況です。そういったところで、うちは10万人いっていませんが、これからはこのやり方を取り入れて、全体としてはコストダウン、それから効率的で民間のいい点を入れて、いいものにしていくということの方向にやっぱりあるべきだろうという形で考えている。ただ、この場合に、うちでも今5億円以上の建築については、JVを組まなくちゃいけないですよとあってありますから、どんな形にしろ、地元企業にも仕事が行くような形みたいところは守っていかなくちゃいけない、そういう形になるように、大手さんが東京のほうの方が仕事を取って、全部そこで終わるということになりますと、あまり。そういった観点は観点としてあるのかなとは思っています。

以上です。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 市レベルだと、設置しなきゃいけないという条例があって、町としては、個別でやっ

ていかなきゃいけないということで、今回個別でということで、やらざるを得ない状況だから個別で決定したという、そういうことなんですよね。その確認と、あと確定後の公開については、なかなかあれなのかなと思うんですけど、基本的には今までのような黒塗りの公開という形になってしまうのかなというようには思うんですけど、その辺をもう一度お聞かせください。

それと最後、部長に答えていただいた国の指導というのも入っていて、検討しなさいよということでしたので、先ほど言ったとおり、小規模な部分というのは町の企業がやるということが、大切だと思いますので、その辺は留意していただいて、やっていただきたいなと思います。1つと2つ目だけお答えください。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 1点目の条例の部分ですね。例えば私たちの委員会が所属している公共施設再編計画進行管理委員会、あれは任意組織になりますので、そこに例えば今回の要件をお願いしたとしても、あくまでも議事録としてしか残らないものになりますので、我々は先例的な知見として助言を求めて、そのご意見を反映させていきたいとなると、どうしても諮問と答申を行わないといけないことになりますので、そうすると附属機関が必要、ゆえに条例設置が必要になるという段取りになります。

それから、2点目の公開の部分ですね。事業の実施方針ですとか、特定事業、これをやりますといったものに関しては、結果を公表するといった形になっています。恐らく委員がご懸念の部分は、プロポーザルに出てきた資料の部分のこと、黒塗りというお話がありましたけれども、これも指定管理者の部分と重複する部分はあるんですが、出してしまうと、その企業さんが次の案件に応募しにくくなるだとか、そういったものがありますし、例えばフルオープンの場合で審査するといった場合に、応募自体がないという懸念もありますので、ここはバランスを取るのが難しいところではあるんですが、やはりPPP/PFI手法優先的検討規程を導入して、民間活力を積極的に町として活用していきましょうという方針を定めていますので、そこは民間事業者に対する配慮といった形で守るべきところは守ることが必要なのかなという認識でおります。

以上となります。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。最後になるんですけど、第1条で、先ほど山田委員が言ったんですけど、競争性、公平性及び透明性を確保しという部分なんですけど、当然条例で書いてあるから、こういう形を取るんだと思うんですけど、何か根拠になるようなものというのはあるんでしょうかね。最後に競争性、公平性及び透明性の確保ということについては、どういった点に配慮したりだとかということで、確保するのかということをお答えられる範囲内で答えていただければということなんですけど。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 例えば公平性とか、競争性の部分に関しましては、プロポーザルで公募いたしますので、例えばホームページだとか、マスコミへもプレスへも、こういった案件を募集しますという形で、機会の公平性とかチャンスに関しては、公平性を確保できるのかなと思っています。透明性の部分に関しましては、先ほど説明しましたとおり、過程の部分で公表できるものは公表していきますので、透明性は確保できるのかなと思っています。先ほど来、民間事業者の部分に関しましては、 balan

スが難しいところではありますが、守るべきところは守らざるを得ないのかなと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、お伺いしたい部分がございます。先ほどの説明でいきますと、事業ごとに任期を定めるというところではございました。そういった中で、それでは事業ごとに委員がまるきり全員替わるということもあり得るという理解でよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 委員おっしゃるとおり、物によっては委員のメンバーも全く異なるという可能性もあるかと思えます。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、その点から1点お伺いしたいんですが、第8条の委員の責務の第2項、委員は、調査審議事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることができないと規定されているんですが、事前にそういったところが分かっていたら、委員として最初から入らないのではないかなと思うんです、利害関係がある場合。あえてここに第2項が入ってきた、その理由をお伺いしたいと思うんですが。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 最初から、そういった利害関係を有する方が議事に入らないようにするという意味でこの規定を入れているという部分がありますので、議事を進めていたら、あれということがないようにといった部分を含めて考えております。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、なきようなので、これにて質疑を終結いたします。

そのまま次の議題に入ってまいります。続きまして、議案第52号 寒川町公共施設再編整備基金条例の制定についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、議案第52号 寒川町公共施設再編整備基金条例の制定についてご審査をお願いいたします。説明に当たりましては、杉崎財産管理課長より行います。お願いいたします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、議案第52号 寒川町公共施設再編整備基金条例の制定についてご説明申し上げます。本会議場における総務部長の説明と重複する点があるかと存じますが、よろしくお願いたします。

本議案につきましては、既存基金を見直し、新たなニーズへの対応や将来にわたる安定した行財政運営を行うため、新たに設置する2つの基金のうち1つでございます。本基金の用途につきましては、先

ほどの本会議場において総務部長が説明いたしましたとおり、地方自治法に基づき、寒川町公共施設等総合管理計画及び寒川町公共施設再編計画における公共施設の計画的な再編、整備、改修等に充てるための財源として活用してまいります。

それでは、議案の説明に当たりましては、資料03-01寒川町公共施設再編整備基金条例の制定についてをご覧ください。条例案の規定内容を説明いたします。タブレット資料は2ページ目をご覧ください。第1条では、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき趣旨を定めたものでございます。第2条では、公共施設の再編、整備、改修等の財源とするための基金の設置を定め、第3条では、基金への積立額を予算において定める額と定めたものでございます。第4条では、基金に属する現金の管理について定め、第5条では、基金の運用から生ずる収益は一般会計に計上し、この基金に編入する旨を定めるものでございます。第6条では、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を定め、第7条では、基金の処分については、公共施設の再編整備の財源に充てる場合に限り処分できる旨を定めるものでございます。第8条では、委任規定を定めたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年11月1日から施行するものと定めております。

続きまして、補足説明といたしまして、タブレット資料の03-2寒川町公共施設再編整備基金条例の概要についてに基づき説明いたします。資料は飛びまして、4ページ目をご覧ください。1、基金の設置目的でございます。基金の必要性として主に2点挙げられます。1点目は、公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画に基づき、今後想定される公共施設の再編、整備、改修等について、計画的かつ実効性を高めるための財源を確保するため基金を設置すること。2点目は、公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画の基本方針で示す小・中学校の再編や老朽化が進む施設機能の複合化・多機能化を視野に入れた整備や改修、将来を見据えた対策を講じていく必要がある点、このことから、近い将来整備等に多額な事業費を要することが見込まれるため、その財源を計画的に積み立てる必要があること、これら主な2点の理由が基金の設置目的となります。

続きまして、資料は6ページ目をご覧ください。基金の積立目標額でございます。こちらの図は、公共施設再編計画と町の総合計画、財政計画との関連を示したものでございます。公共施設等総合管理計画の実行プランである公共施設再編計画につきましても、対策実施事項の実現性を高めるため、総合計画や財政計画との整合を図るため、両計画の改定を行う4年サイクルに連動して、再編計画も改定を行うこととしております。

このことから、条例案の条文上での基金積立額は、予算において定める額としてしますが、原則として基金の積立目標額は、公共施設再編計画の工程表で示す4年ごとの対策実施事業を着実に実行できる額といたします。

続きまして、7ページをご覧ください。基金の積立目標額は、先ほど申し上げた額を目標とし、その額としては、再編計画の工程表で示す次期4年分の対策実施費用の財源内訳のうち、一般財源所要額を基金積立ての目安額といたします。基金の運用方法としましては、再編計画の4年ごとの事業を着実に遂行できるよう、資料で図示しましたとおり、前期4年で積み立てた基金財源を次期4年の対策費用として繰入れするとともに、連動して次期4年分を計画的に積立てを行うという制度設計にしております。

続きまして、資料は9ページ目をご覧ください。基金の積立方針でございます。基金の積立額は、条

例上では予算に定める額としておりますが、運用上は、毎年度の財政状況により次のいずれかの額で積み立ててまいります。原則としては、先ほども申し上げた公共施設再編計画の工程表で示す次期4年分の対策実施費用の財源内訳のうち、一般財源所要額を目安に積み立ててまいります。

一方で、財政状況が厳しい年度では、減価償却の一定割合、または実質収支のうち地方財政法で定める積立てを差し引いた残額の一定割合のうち、いずれか低い額を積み立てるといふ、その年度に合わせた最良の選択をしてまいりたいと考えております。

資料は飛びまして、13ページをご覧ください。基金の活用方針でございます。資料記載のとおり、基金につきましては、再編計画工程表に示す個別施設の対策費用に活用してまいります。今後想定されます消防拠点整備、小・中学校再編に伴う整備等に向け計画的に積み立てるとともに、対策事業を着実に実施したいと考えております。

説明に関しましては、以上となります。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点だけお伺いします。資料11ページの一般財源所要額についてなんですけど、これって、前に令和4年12月会議の公共施設の一般質問の際に答弁にありました、公共施設再編計画策定時において把握した施設維持費は、人件費を含め平成30年度12億8,700万円、令和元年度においては12億9,000万円という答弁があったんですけど、その中で人件費を抜いた額は、先ほどの所要額なのか、所要額の定義と云えばいいですかね。あればお伺いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 例えば1億円の対策工事がありました。1億円の財源内訳としては、例えば5,000万円の国庫補助金、残り5,000万円は一般財源で要さなければならないといった場合に、その5,000万円が一般財源で、それを全部4年分積み立てた部分が、対策実施表の一般財源所要額となりますので、簡単に言って、イニシャルコストのうち一般財源で負担しなければならない部分を4年かけて積み上げていくといった形になります。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これにて質疑を打ち切ります。

暫時休憩といたします。ご苦労さまでした。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託されました議案については、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

山田委員。

【山田委員】 10分から15分ください。

【黒沢委員長】 それでは、ちょっと休憩を取りたいと思いますので、15分取らせていただいて、11

時50分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第54号 寒川町土地開発基金条例等の廃止について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 では、討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 反対の立場で討論いたします。まず、そもそもPFIというものの自体が、民間事業者と行政が長期間の契約を結ぶということから問題があります。それで今回競争性、公平性、透明性を確保すると言いながら、会議は非公開ということもありますので、それに関して透明性をはっきりすることから、そもそも町直営で運営管理をしていくというのがいいということから、反対といたします。

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 議案第51号 寒川町PFI等選定委員会条例の制定について賛成の立場で討論します。民間の手法による手続によって、VFMへの効果だとか、雇用創出効果が期待され、事業選定のために委員会が定義する条例の制定になります。審査に当たって、上位法に当たる地方自治法だとか、PFI法に基づいた条例であるのか、条例は事業者選定にかかる基準がしっかりと定義されている規定になっているのか、内閣府の資料である事業者選定の審査体制における課題に対してもちゃんと答えているのかどうか、そういった点で質疑させていただきました。答弁としましても、例えば地方自治法に基づいた学識経験者の数に合わせていくなど、あと例えば内閣府の示される資料の懸念点に対しても、どうやっていくのか、ちゃんと留意点についても答弁がございました。そのため当議案に対して上位法令と整合性がちゃんとあるということも確認できましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第52号 寒川町公共施設再編整備基金条例の制定について討論はありませんか。ま
ずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前11時53分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 黒沢 善行